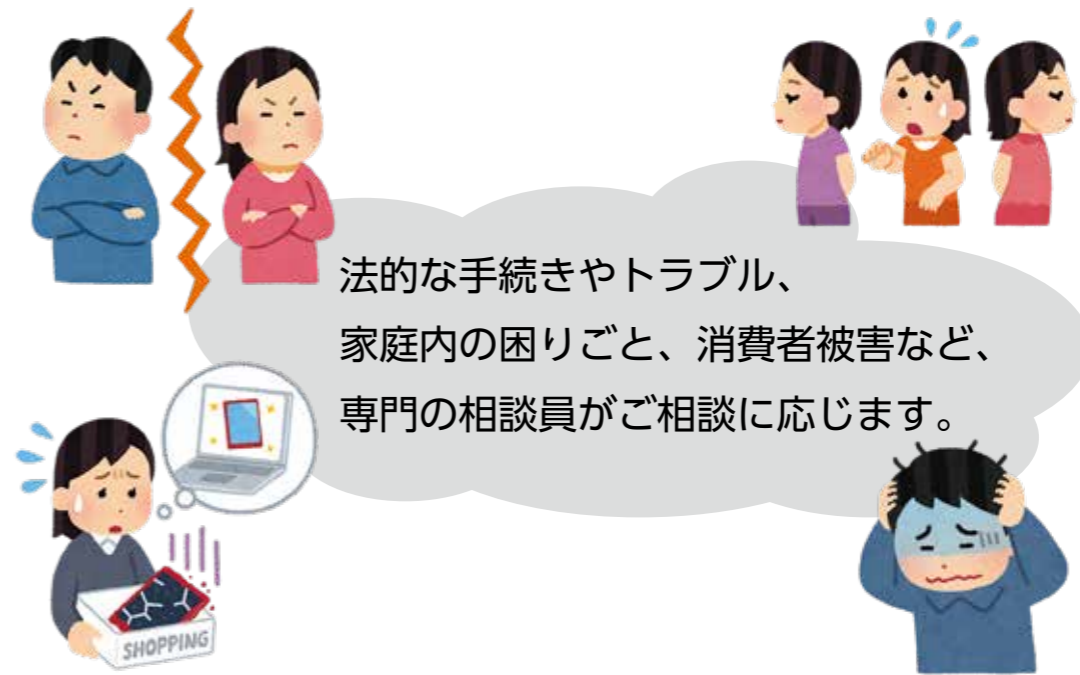


市民総合相談



法的な手続きやトラブル、
家庭内の困りごと、消費者被害など、
専門の相談員がご相談に応じます。

こんな悩みをお持ちの人はいますか。

- 親が亡くなって、相続のことで家族がもめそう…
- 遺言書を作成したいが、どうすればいいのかわからない…
- 離婚したいのだけれど…
- 隣の家の境界線のことでもめている…
- インターネットで注文した化粧品を解約しようとしたら、高い解約料を要求された…
- 総合消費料金の未納に関する訴訟というハガキが届いた…

市民総合相談室と市民相談コーナー「オアシス」は、日々の生活で起こるさまざまな困りごとに対して、身近で気軽に相談できる場所です。弁護士や司法書士、行政書士、税理士、心理カウンセラー、人権擁護委員などの専門家が、相談内容に応じて、助言や情報提供、適切な支援機関の案内などを行います。

ふくし総合相談センターがサポートします

生活に困窮した人や複合的に課題を抱える人の相談には、他の関係機関との連携による支援が必要なので、包括的な視点から支援の調整を行う、ふくし総合相談センター「よりそい」につながります。

「よりそい」は、職員や支援員が面接や必要に応じ家庭を訪問するなどして、どのような支援が必要なのかを一緒に考えます。その後、他の関係部署や地域のさまざまな関係機関と連携して、相談者に寄り添いながら支援を行います。

また、最近増加している訪問販売やインターネット通販での契約・商品のトラブル、身に覚えのない請求、多重債務などは、消費生活センターの消費生活相談員が相談に応じます。

相談は相談室で、相談員と面談形式によって行います。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。なお、代理の人では詳しい事情が分からず、正しい助言ができないことがありますので、なるべく本人がご相談ください。

市民相談は、相談者に適切な助言をさせていただくことを目的としています。問題の解決にあたるのは相談者自身ですので、その点をご理解の上、市民相談を上手に利用してください。



相談名称	相談内容・相談員	相談場所・日時	
		市役所本庁舎	大井総合支所市民相談コーナー「オアシス」
弁護士による法律相談	金銭の貸借、相続、離婚、親権、契約、雇用、交通事故、損害賠償、債務整理、成年後見制度など法律問題全般	木曜日 午後1時30分～4時30分	月曜日 午後1時30分～4時30分
司法書士による法律・成年後見相談	相続、遺言、不動産登記、公正証書、契約、成年後見制度、債務関係など	第1・3・5金曜日 午前9時30分～11時30分	第2・4金曜日 午前9時30分～11時30分
行政書士による生活総合相談	官公署に提出する許認可申請、相続、遺言、示談書、会社関係、金融関係、交通事故、生活の不安や困窮などさまざまな悩みごと	月・金曜日 午後1時～4時	火～金曜日 (第3水曜日を除く) 午後1時～4時
行政書士による成年後見・生活総合相談	成年後見制度、官公署に提出する許認可申請、相続、遺言、示談書、会社関係、金融関係、交通事故、生活の不安や困窮などさまざまな悩みごと	水曜日 午後1時～4時	—
女性のためのDV・総合相談	DV(夫やパートナーからの暴力)、夫婦・親子など女性の悩み全般 【相談員】心理カウンセラー・社会福祉士・NPO団体相談員ほか	月・火・木曜日 午前10時～午後4時	—
行政総合相談	国や特殊法人の仕事・制度に対する苦情や行政に関する意見など 【相談員】行政相談委員	第4水曜日 午前10時～正午	—
人権相談	嫌がらせ・名誉毀損・プライバシーの侵害などの人権に関すること 【相談員】人権擁護委員	第1金曜日 午後1時～3時	—
家庭問題に関する相談	結婚、離婚(離婚協議・調停、子どもの養育費、面会交流など)、子どもの悩み(いじめ・不登校・引きこもり・非行)など 【相談員】元家庭裁判所調査官	第2・4金曜日 午後1時30分～3時30分	—
土地建物相談	不動産取引や管理、賃貸借に関すること 【相談員】宅地建物取引士	第3水曜日 午前10時～午後4時	—
税理士による税務相談	所得税、贈与税、相続税など税務全般	第1・2水曜日 午前10時～午後3時	第3水曜日 午前10時～午後3時
消費生活相談&債務相談	商品・サービスに関する苦情や悪質商法等の被害、消費者金融等債務(借金)など消費生活全般 【相談員】消費生活相談員	消費生活センター(市役所本庁舎2階市民総合相談室内) TEL263・0110 月～金曜日午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く) ※電話での相談も可能です。	

相談までの流れ

- 電話が窓口で「いずれかに予約」
- 市民総合相談室(市役所本庁舎2階) TEL262・9025
 - 市民相談コーナー「オアシス」(大井総合支所1階) TEL256・7871

- 職員が次のことを伺います。
- ① 相談者の住所・氏名・連絡先
 - ② 相談内容
 - ③ 相談希望日時・場所
- ※ 相談内容や予約状況などで異なります。
- ※ 調停中や裁判中の案件で、すでに弁護士や司法書士などの専門家に依頼している場合は、相談を受けられない場合があります。

相談口までの準備

- ① 相談のポイントやメモなどにまとめる
 - ② 契約書など関係資料があれば用意する
- ※ 相談に関する相談は、親族関係が分かる簡単なメモをご用意ください。

相談口まで

予約時間の5分前までに、市民総合相談室または市民相談コーナー「オアシス」の各窓口へお越しください。